

小田原市子ども・子育て支援事業計画の 策定に向けたニーズ調査ご協力のお願い

＜未就学児調査＞

市民の皆様には、日ごろから、小田原市政にご協力いただきありがとうございます。

平成24年8月に成立した「子ども子育て支援法」により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度からスタートする予定です。

新しい制度では、各自治体ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、計画を策定するにあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することとなっています。

そこで、本市では11月1日現在で、市内にお住まいの小学校就学前の児童（平成19年4月2日以降に生まれた児童）の中から無作為に抽出した約7,500名のお子さんを対象に調査を実施させていただくことといたしました。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、調査の目的以外に使用されたりすることは一切ございません。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、**平成25年12月6日（金）まで**に、同封の封筒（切手不要）に入れて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、小田原市から株式会社名豊に委託して実施しております。

平成25年11月

小田原市

【ご記入に当たってのお願い】

- このアンケートはあて名に記載されているお子さんについて、保護者の方が、ご記入ください。なお、記入の終わった別紙アンケート用紙（ホチキス止め）のみ、同封の封筒でご返送ください。
- ご記入は、黒または青のボールペン、濃い鉛筆等をご使用ください。
- 本調査における施設や事業の内容については、裏面の事業内容と利用料をご覧ください。

このアンケートに関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

小田原市子ども青少年部子育て政策課

子育て支援新制度準備係 担当 深井

電話 0465-33-1642

FAX 0465-33-1456

事業内容と利用料

※利用料は現時点でのものであり、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度により、施設、事業によっては変更されるものがあります。

| 名称 | 事業の内容と利用料 | 問い合わせ先 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 幼稚園 | <p>幼稚園は学校教育法に定められた「学校」で、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。</p> <p>多くは満 3 歳から就学前まで、通常 1 日 4 時間の幼児教育を行っています。市内には公立 6 園、私立 10 園があります。</p> <p>■利用料等</p> <p>公立幼稚園 入園料 4,500 円 保育料月額 8,500 円 園により学区が定められています。</p> <p>私立幼稚園 入園料 100,000 円 保育料月額 19,000 円～32,000 円 入園料、保育料は園ごとに異なります。</p> <p>市では、世帯の所得に応じて、保育料負担を軽減するための就園奨励費補助事業を行っています。</p> | <p>教育指導課 電話 33-1682</p> |
| 幼稚園の預かり保育 | <p>幼稚園で、通常の就園時間を延長して、在園児を預かるサービスです。利用料は園ごとに異なります。</p> | <p>教育指導課 電話 33-1682</p> |
| 認可保育所 | <p>保育所は児童福祉法に定められた「児童福祉施設」で、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とした施設です。認可基準に適合するものとして県の認可を受け、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。市内には、公立 8 園、私立 23 園(うち 1 園は認定こども園)があります。</p> <p>■利用料等</p> <p>公立、私立ともに保育料月額 0 円～56,000 円 利用料は世帯の所得とお子さんの年齢により決まります。 延長保育には別途料金がかかります。</p> <p>※平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度においては、保育所を利用するための要件が緩和されることが検討されています。 例:短時間のパート勤務、起業のための準備等</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |
| 認定こども園 | <p>保育所と幼稚園の機能を有した施設です。市内には、私立 1 園があります。</p> <p>■利用料等</p> <p>保育所機能部分は、保育料月額 0 円～56,000 円。市の保育料に準じており、世帯の所得とお子さんの年齢により決まります。 幼稚園機能部分は、月額 25,000 円です。</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |
| 小規模保育施設 | <p>平成 27 年 4 月から開始が予定されている子ども・子育て支援新制度で創設される制度で、認可基準に適合した施設で市が認可する定員 6 人から 19 人の小規模な施設です。</p> <p>■利用料等</p> <p>現在国で検討が行われていますが、世帯の所得等によって決める予定です。</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |
| 家庭的保育 | <p>いわゆる保育ママと呼ばれる、保育者の家庭等でお子さんを預かるサービスです。現在、市内では行われていません。</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |
| 事業所内保育施設 | <p>企業や病院において、事業所の従業員のお子さんを預かる施設です。現在、市内には、5施設があります。</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |
| 認定保育施設 | <p>保育室の面積や開所時間など一定の基準を満たした施設を市が認定し、市が県と協調して助成している施設です。現在、市内では 6 施設が認定を受けています。</p> <p>■利用料等</p> <p>月額 58,000 円を上限として、各施設が定めています。</p> <p>※平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育施設や認可保育所に移行することが想定されています。</p> | <p>保育課 電話 33-1451</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| その他の認可外保育施設 | 認可や認定を受けていない保育施設等です。現在、市内には、4施設があります。利用料は年齢や利用時間などにより各施設により異なります。 | 保育課 電話 33-1451 |
| 居宅訪問型保育 | ベビーシッターのように、保育者が対象児童の家庭内で保育する事業です。 | 保育課 電話 33-1451 |
| ファミリー・サポート・センター | 地域住民による会員相互の子ども預かりサービスで、保護者の病気や介護等の事情での一時保育や、保育園・幼稚園・小学校等への送迎、保育施設の時間外の保育等に利用できます。 ■利用料等 30分あたり350円～450円の利用料がかかります。 | 子育て政策課 電話 33-1874 ファミリー・サポート・センター事務局 電話 35-0053 |
| 子育て支援センター | 子育て中の親子が自由に遊べる「子育てひろば」の開催や、子育ての不安や疑問の相談、子育て情報の提供、子育てに関する講座等の実施をしています。現在、市内4箇所で開催しています。 | 子育て政策課 電話 33-1874 |
| 地域子育て広場 | 地区民生委員児童委員協議会などが主体となって、未就園の親子の交流や情報交換の場を、公民館など身近な通いやすい場所で開設しています。現在、市内22箇所で開催しています。 | 子育て政策課 電話 33-1874 |
| 病児・病後児保育 | 病児保育…当面症状の急変はみられないものの、病気の回復期にはなく集団保育が困難な期間に、専用スペース等においてお預かりするサービスです。 病後児保育…病気からの回復期にはあるものの、集団保育が困難な期間に、専用スペース等でお預かりするサービスです。病気回復期かどうかは、医師の診断によります。 現在市内には、病児保育の実施施設はありませんが、病後児保育を2施設で実施しています。 ■利用料等 1日2,000円 | 保育課 電話 33-1451 |
| 一時預かり | 認可保育所において、保護者の通院など様々な理由から一時的に家庭で保育できない場合に、お子様をお預かりしています。現在、市内の10園で開催しています。利用料は園によって異なります。 | 保育課 電話 33-1451 |
| 放課後子ども教室 | 放課後や週末に、小学校や公民館で勉強、スポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動などを体験する取組です。この事業は地域の方々の協力を得て実施するもので、現在、小規模特認校制度を取り入れている片浦小学校のみ実施しています。 (「小規模特認校」とは…小規模ならではのきめの細かい指導や地域と連携した特色ある教育活動を実施する学校) | 教育総務課 電話 33-1671 |
| 放課後児童クラブ | 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。 ■利用料等 月額7,000円、その他おやつ代、傷害保険料などがかかります。 | 青少年課 電話 33-1723 |
| こんにちは赤ちゃん事業 | 生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や育児相談などを行う事業です。 | 子育て政策課 電話 33-1873 |
| 子育てマップ(びんたっこ)発行事業 | 市内の遊び場マップや保育園情報など、子育て世帯に有用な情報を一冊にまとめ、子育て支援センター、妊娠届の窓口、こんにちは赤ちゃん事業の訪問時などを通じて配布する事業です。 | 子育て政策課 電話 33-1874 |
| ママパパ子育て知恵メール配信事業 | 妊婦や乳幼児を持つ親等を対象に、妊娠や出産・育児に関する情報をメールで提供し、不安の軽減を図る事業です。 | 健康づくり課 電話 47-0820 |
| 育児相談事業 | 保健センター等での定例育児相談や地区公民館等での出張相談、保健センターでの電話や来所による相談を実施する事業です。 | 健康づくり課 電話 47-0820 |
| 母子健康教育事業(ママパパ学級など) | 妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられようママパパ学級を行ったり、乳幼児を持つ親を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する事業です。 | 健康づくり課 電話 47-0820 |
| 地域育児センター事業 | 市内11ヶ所の保育所で行っている子育て支援事業で、しつけ、健康管理などの「育児相談」や「育児情報の提供」、「子育て世帯同士の交流」などを行っています | 保育課 電話 33-1451 |

ご回答いただくに当たりお読みください

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成27年度から新しい子ども・子育て支援の制度（子ども・子育て支援新制度）がスタートする予定です。

子ども・子育て支援新制度のもと、小田原市では、質の高い幼児期の学校教育や保育、子育て支援事業の提供体制の整備などを計画的に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することになっており、今回の調査は、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここでご回答いただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、ご回答いただいた世帯の今後の施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。

また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外に使用することは一切ありません。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実にいかされます

